

中国における法意識

——中国との相互理解のために——

長 沢 幸 男*
古 谷 真 帆**

抄 録 中国における「法治」の思想は、中国の法思想史に由来する中国独自の法理念である。改革開放政策により、西欧的な「法治」が導入されても、伝統的な法意識が直ちに変化するものではなく、制度と意識のずれが生じている。他方で、中国は、今や法治国家である。中国が法治国家であることを軽視し、違法行為がまかり通るかのような錯覚を持つことは、時代錯誤である。そのような感覚で中国ビジネスを展開する企業に対しては、中国の法制度の下で厳しい制裁が科されるであろう。外国企業も、中国人・中国企業と一致協力して、反社会的勢力の一掃に向けて努力することこそ、中国社会で信頼を得るために必要不可欠である。特に、日本経済は、中国の存在がなければ成り立たない現状にあり、中国の将来なくして、日本経済の将来もあり得ない。中国の現状を徒に非難するのではなく、我々日本人が中国のために何をすべきか、それを考え実践することこそ、今、日本人に求められているのである。

目 次

1. はじめに
2. 中国における「法治」
 2. 1 依法治国
 2. 2 「法」の捉え方
 2. 3 「人治」と「徳治」
 2. 4 統治機構
3. 中国における「法意識」とは
 3. 1 中国の法学教育からうかがわれる「法意識」
 3. 2 統計数値からうかがわれる「法意識」
 3. 3 意識調査からうかがわれる「法意識」
 3. 4 中国の国際化
4. 変わりゆく中国
 4. 1 変わりゆく中国の現実
 4. 2 変わりゆく中国を妨げるもの
5. 予測可能性の乏しい中国において
 5. 1 中国人と紛争を起こさないために注意すべきこと
 5. 2 中国人と紛争を生じてしまった場合に注意すべきこと
6. 結 び

1. はじめに

本稿の表題にある「法」及び「意識」の概念は、いずれも多義的である上¹⁾、「法意識」という対象自体も、無形な存在であることから²⁾、「中国における法意識」を論じることは、容易なことではない。

本稿では、法学において従来行われてきた研究手法を基礎としつつ、中国における法意識の検討素材を提供することで、その考察を深めようと試みるものである。また、そのような考察を踏まえて、中国ビジネスに関する若干の留意点を述べてみたい。

* 東京大学特任教授、元北京大学客員教授
Yukio NAGASAWA

** 東京大学協力研究員、中国社会科学院博士（法学）
Maho FURUYA

2. 中国における「法治」

2.1 依法治国

中国では、古来、律令制度に立脚した法概念を有している。その特色として、刑罰等を用いて国家権力を守ることを目的とするとの指摘がされている³⁾。このような法概念は、西洋法における、私人間の取引関係を権利義務関係で規律するという「ルール」ないしは「公平・正義」の法概念と異なる。

そこで、中国における法意識を検討するに当たっては、中国法上の「国家」理念を検討することが、重要である。現在の中国において、「依法治国」の国家理念が掲げられていることは、この意味で、注目されることである。

「依法治国」の理念は、中華人民共和国の成立当初から存在していたものではなく、1997年中国共産党15期全国大会において、国家理念が、「法制」から「法治」へと転換されたことに伴い、明確にされたものである。

この転換の主たる目的は、「社会主義法治国家」の理念を基礎として、「社会主義市場経済」など、経済的發展を推し進めることにあった。中国にとって、経済的發展のために外国資本を誘致することが必要とされ、そのような経済的環境の中で、「法制」から「法治」への転換が図られた。すなわち、「法制」という用語が、民衆の権利を制限して統治秩序を維持するものであったことから、この言葉を避け、西洋法の用語である「法治」⁴⁾という国家理念が導入されたと考えられる。

中国は、西洋法における「法治」⁵⁾の用語を取り入れ、「依法治国」、「社会主義法治国家」という理念を提唱した⁶⁾。しかし、中国は、西洋法の意味する「法治」の理念をそのまま導入した訳ではなく、あくまで、中国法上の概念を表すものとして、「法治」の用語を取り入れた

のである。

日本法における「法治」の用語と、中国法における「法治」の用語とは、法制度が異なることから、法学上の用語としての意味も異なる。日本人は、同一の漢字が用いられていると、日本語と中国語とで用語が同義であると考えがちだが、実際は、意味の異なる用語が多いことは、中国語、そして中国法を学ぶほど、痛感させられることである。日本法上の「法治」と中国法上の「法治」について、同一の漢字が用いられているにもかかわらず、その意味が異なることも、この一例である⁷⁾。

したがって、日中両制度において、「法治」という同一の用語が用いられていることから、用語が同義であるとするのは誤りであって、同義であることを前提に中国法を論じることは、不毛な議論に他ならない。中国において、日本法における「法治」と異なる現象が見られることから、中国法上の「法治」が日本法と異なるということはできても、中国で「法治」が実践されていないなどということは、甚だしく短絡的な発想である。

2.2 「法」の捉え方

次に、中国において「依法治国」という場合の「法」の意味について、検討を加える。まず、中国における「法」という概念の外延が重要である。中国における「法」には、全国人民代表大会が制定する法律に加え、立法法で規定されている規則等の各法形式が含まれる（立法法第5章等参照）。

そして、中国語の日常用語としての「法治」の意味は、「法律その他のルールを以て事務を処理する」という程度のものでしかなく、日本語の語感とはかなり異なる。中国語における、「依法治省」、「法治政府」のような用語は、「法治」の文字を使用しているけれども、日本語の語感とは異なり、中国語としては、かなり日常

用語に近い語感がある。

2. 3 「人治」と「徳治」

また、中国法について語られる際、「法治」と対立する概念が「人治」であるとした上、中国は「人治」の国であって「法治」がないなどと言われることが多い。しかしながら、伝統的な中国法思想において、「法治」と対立する概念は、「人治」ではなく、「徳治」の概念である。

中国における「法治」の概念は、中国古代の法家の思想に由来するものであり、西洋法の継受がされるまでは、それと対立する概念は、儒家の思想に由来する「徳治」の概念であった。「法治」と「人治」を対比させる発想は、近代以降、中国に西洋法が継受されるにあたって、初めて生じたのである。

「徳治」と「人治」という2つの概念の異同は、中国の法学者も研究途上にある困難な問題である。概括的に述べれば、「徳治」の思想は、道徳規範及び道徳教化を重視し、「人治」の思想は、人（主に統治者）の理性及び智慧を重視する思想ということができよう。中国は、「依法治国」のみならず、徳をもって国を治める「依徳治国」の理念を、治国の重要な指針としている。すなわち、「徳治」の思想について、その内容を正しく理解し評価することが、中国法思想の理解に不可欠であろう⁸⁾。

そして、中国の法制史と法思想史の学問的成果を踏まえ、中国法における「法治」「人治」「徳治」の用語を理解することが、現代中国法の理解に不可欠である。その際、これらの用語が日本語として有する意味や、日本人が受ける語感には、中国法の正しい理解の妨げとなり得ることに、留意する必要がある。

2. 4 統治機構

中国の統治機構は、中国憲法によって規定されている。現行中国憲法は、最高国家権力機関

として全国人民代表大会を設け、その監督下に、行政機関としての国務院、裁判機関としての最高人民法院、検察機関としての検察院、軍事機関としての中央軍事委員会が設置されている。

日本国憲法は、立法、行政、司法という三権分立の制度を採用している。すなわち、これら三権を集中した最高権力機関を設けていない。これに対し、中国憲法は、最高の国家権力機関として全国人民代表大会を設け、その権限が他の国家機関に分配されている点が、大きく異なっている。

3. 中国における「法意識」とは

中国における「法意識」というものは、どのようなものであろうか。以下、中国の法学教育の内容、統計上の数値、中国国内の調査研究等を紹介しながら、検討を加える。

3. 1 中国の法学教育からうかがわれる「法意識」

中国の大学で用いられている法理学の教科書の一つ⁹⁾より、法意識に関連する部分を探すと、法意識は法律文化の範疇であると記されている。もちろん、法律文化の範囲は法意識の範囲に限られない。法意識は、一般に人々の法律、特に、その国の現行法の思想、観点、心理又は態度等を指し、時には「法制概念」又は「法制心理状態」と称されるとされ、法律意識と政治意識、道徳意識、宗教意識は全て意識形式であるが、それらが反映する対象は異なると述べられている。

そして、一般的には、法律意識と政治意識、道徳意識の関係が比較的密接であると分析されている。さらに、法律意識を、主体の面から、個人法律意識、団体法律意識、社会法律意識の三種類に分けて分析を加えている。その中で、団体法律意識が最も複雑で、様々な団体に応じて、例えば、各階級、階層、職業、地区、年齢、

性別等によりその区別に応じて各類型の法律意識を有すると考えられている。次に、社会法律意識とは、各社会制度における法律意識を指し、例えば、資本主義法律意識及び社会主義法律意識であるとされる。個人法律意識については、各人の法律意識とその人の有する法律知識とが関係があるともいわれるが、この関係も絶対的なものではないと述べる。

また、現在の中国における法律に対する3つの心理状態、即ち法意識について以下の三類型に分けられると紹介し、「一つは、多くの人々の社会主義法律を信任し、擁護する積極的な心理状態である。もう一つは、ごく少数の社会主義法律に反対する破壊的心理状態である。最後は、前述の二つの心理状態の間にある消極的な心理状態である。ここで言う法律に対する心理状態とは、法律意識のことを指す。」と述べられている。同時に、「このような分析は比較的適当であるが、実際の生活における状況は非常に複雑であり、例えば、ある人が法律ごとに、又は時間ごとに異なった心理状態が存する可能性がある。」とも記している。

これらの内容を中国における法意識として直ちに一般化できるものではないが、少なくとも中国の法学部における教育は、日本でいわれているような中国流のイデオロギー教育ではなく、法律に対する意識、心理状態をも分析対象とし、客観的な分析を踏まえた教育となっている。

3. 2 統計数値からうかがわれる「法意識」

次に、いくつかの統計資料を参考にしながら、中国における「法意識」を考えたい。

(1) 法律の制定状況

中国における法律等の法令制定状況についてみると、1979年から2008年2月までに、全国人民代表大会及びその常務委員会が制定した法律

は229件、国務院の制定した行政法規（日本法の「政令」）は600件余りで、合計約830件である¹⁰⁾。これに対して、日本の法令数（平成20年2月1日までの官報掲載法令）は、憲法・法律が1,784件、政令・勅令が1,935件、府令・省令が3,585件の計7,305件¹¹⁾である。

単純に比較することはできないが、中国では、日本に比べ、法律という形式でルールが策定される数は、比較的少ないと評価できる。ただし、これは、中国で「法律」という法形式の重要性が日本より低いことは意味しても、他の法形式を含め「法」全般について重要性が低いことを意味するものではない。中国では、法律には抽象的な規定のみ定め、より具体的な内容は、行政法規以下の各種法形式¹²⁾により規定される慣行がある。法律以外の法形式も、法律の委任を受けて制定されており、法律と同様の法的拘束力があることは、日本法と同様である。

また、日本の法律実務において、行政庁の定める通達や告示が、法的拘束力を欠くにもかかわらず、実務上の強い影響力を有している事實は、日本法における常識であるし、最高裁判所の判例が、時として法律を上回る事実上の効力を有していることも、日本法の常識である。

中国においては、法的拘束力を欠く行政解釈（日本法の「通達」）が事実上の強い効力を有しており、また、最高人民法院（日本法の「最高裁判所」）の判断する「司法解釈」は、日本法上の最高裁判所規則と同様、法的拘束力を有するものが少なくない上、最高裁判例と同様、事実上の強い効力を有するものもある。さらに、中国の「案例」は、日本法上の「判例」及び「裁判例」と同様、事案と判断内容に相応した事実上の効力がある。

日本法でも中国法でも、「法意識」という場合の「法」とは、「法律」という法形式にとどまらず、政令、規則等、下位の法令を含めて考察する必要があり、また、判例、通達など、法

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

的拘束力を欠く「生きた法」を含める必要がある。「法意識」を「法律」に対する意識に限定してしまったならば、その実体を解明することは不可能といえることができる。

(2) 裁判所の事件統計

川島分類¹⁾でいう民事訴訟の法意識(④)に関して、中国の事件統計¹³⁾を見ることとする。2010年の地方各級人民法院受理事件数¹⁴⁾は1,170万263件(前年比2.82%上昇)で、審決・執結件数は1,099万9,420件¹⁵⁾である。その既済件数の内、民事案件¹⁶⁾は674万7,399件(61.34%)、国家賠償案件は1,419件(0.01%)、再審案件は13万742件(1.19%)、行政案件16万6,572件(1.52%)、刑事案件88万5,316件(8.05%)、執行案件250万8,242件(22.80%)であった。また、最高人民法院受理事件数は1万2,086件(前年比6.99%減少)で、審決数は1万626件であった。この全体的な数値は、最近10年間の動向から見て、急増傾向にあると評価されるものであり、今度も増加傾向は続くと考えられる¹⁷⁾。

一般的に、中国人は訴訟に対する心理的な抵抗感がないといわれていること¹⁸⁾、また、法意識国際比較研究会による1995年全国調査の結果でも、「裁判所に訴えること」が「望ましい」または「どちらかといえば望ましい」と答えた者と、「望ましくない」または「どちらかといえば望ましくない」と答えた者の割合は、78%対15%との結果がでていること¹⁹⁾、そして、筆者らとしても、中国人の権利主張が米国のような権利意識に裏付けられたものと同視してよいかは別として、文化大革命等の歴史的経緯から白黒をはっきりさせる思考が強いということは体感しているところからすると、法による紛争解決という意識は、中国においては比較的強いものと評価することができる。

3. 3 意識調査からうかがわれる「法意識」

中国人の法意識については、1995年に、法意識国際比較研究会により全国規模の法意識調査が行われている。筆者らの知る限り、同規模の調査はその後行われていない。ただ、同調査からは既に16年が経過していることに鑑みて、現時点で同調査を踏まえた若干のコメントを行いたい。

まず、上記の調査の結果として、文化大革命世代(調査時点で40~54歳までの年齢層)が法の必要性をもっとも強く感じているとされているが²⁰⁾、これらの世代は現時点では定年年齢を超えており、取引の相手方として相対する機会は少なくなっていると思われる²¹⁾。そうすると、現在の取引参加者の大多数は「法律常識普及活動」による教育を受けている世代であり、同種の意識傾向があるのではないかと推察される。かえって、近時の中国では、若者のモラルが低いという点が問題となり、それに対する法意識教育が実施されている状況にある²²⁾。

また、都市と農村の法意識の比較については、都市部において取引活動という観点から法を重視しようとする傾向が窺われるとされる²³⁾。筆者らとしては、この傾向は、現時点でも同様であると感じているが、上記のアンケート結果の差異は、当該中国人が面している法律環境に起因する要素が大きいと考えられる。現在は中国の人口動態として、大きく農村部から都市部へと流動している状況からすると、この意味での法意識については、法を重視する傾向が続いていくと考えられる²⁴⁾。

3. 4 中国の国際化

世界経済の国際化と中国の改革開放政策は、否応なく、中国経済と中国企業の国際化を招来した。経済の国際化は、法意識の国際化を避けて通ることはできない。中国が諸外国との貿易

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

をせず、自給自足的な社会を形成することは、中国経済の発展を困難にすることはもちろんのこと、現代社会において全く不可能である。

中国国内であれば、外国企業に対し、いわば「郷に入れば郷に従え」として、中国の伝統的法意識に従わせることも、可能かもしれない。しかし、今や、各産業分野で、製造量・販売額において世界の上位に中国企業がランクされている。これら中国企業は、当然、中国国外で経済活動を展開している。中国企業が欧米において、中国的法意識に従ったのでは、円滑な経済活動を行えるはずもないし、紛争を生じた場合に、その国の法制度に従って裁判を受けなければならない。国際化した中国企業は、西欧的な法意識を、急速に習得しているのである。

さらに、中国企業同士が、外国で紛争を生じることが稀ではない。たとえ中国企業間の紛争であっても、その外国で争う以上、その外国の法意識を上手に習得しなければ、裁判で勝訴を受けることはできない。

このように、中国企業が急速に外国の法意識を習得している現在、中国国内においても、法意識の急速な西欧化が進んでいることは、想像するに難くない。

4. 変わりゆく中国

中国における「法治」、その上での「法意識」についての認識を踏まえて、中国の現状に立ち返ると、これまでの中国から「変わりゆく中国」があることに気がつく。

4. 1 変わりゆく中国の現実

(1) 模倣品について

中国での模倣品、海賊版の横行については、世界的に有名であるし、日本のメディアもよく報道をする。この点について、中国の知財分野を牽引してきた中国社会科学院の故鄭成思教授は、知的財産法制度の構築が欧米で200年近く、

日本で100年余りの歴史を有するのに対して、中国では20数年であることを指摘し、中国人に知的財産権の重要性、物権との区別を認識させることの難しさを説明されている。

その上で、鄭教授は、2004年若しくはそれ以前から、中国での知的財産権保護の強化、そして、模倣品の撲滅が、中国国内の産業にとっても必要なことであると強調されていた。今や、鄭教授の懸念は現実のものとなり、模倣品被害を受けているのは、外国企業よりも中国企業の方であるという状況が生まれてきている²⁵⁾。

中国国内での知的財産法制度は構築されている最中であるが、筆者らとしては、鄭教授の最後の海外講演である日本での講演において、同教授が日本に対して伝えたかったことを、日本側として今後も受け止めていくべきであると考えている²⁶⁾。

(2) 行政による情報公開について

また、情報統制について、中国当局の政策を批判する報道は多く目にするが、中国国内の実情に正面から向かい合い、それを調査し、伝えようと奮闘する人々の活動について取り上げられることは稀であるので、ここでは、中国社会科学院国情調査研究グループの行った2つの調査を紹介したい²⁷⁾。

本調査では、政府のホームページ上の情報公開を視座として、行政による情報公開の現状について調査を行っている。周知の通り、中国においても「政府情報公開条例」が制定され、政府の情報公開が促進されようとしている。本条例の規定によれば、一般人は政府に対して、関係情報の入手を求めることができる。

政府による「情報管理」、「情報統制」の方向とは異なるこの様な中国の取り組みを、実態的に把握しようとする研究グループは、実際に各地方政府のホームページにアクセスし、担当部署に直接電話をかけたり、メールを送信したり

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

して、情報公開メカニズムの確立の有無を探ろうとしている。研究グループの調査報告を見ると、「情報公開条例」の制定は各地方政府の情報公開に対する意識改革に確実に繋がってはいるが、その運用に関しては、まだ不十分な点も多く、更なる関係法令の制定、改正及び関係費用の確保等が必要であると述べている。

つまり、ある法令が制定された場合には、多くの場合、その遵守のために尽力するというのが一般的な姿勢であるが、法令が制定されたからといって、実施機関等が運用に不慣れな場合は、円滑な運用を支援する更なる仕組みを構築することが必要であると考えられる。

(3) 企業の社会的責任について

また、同研究グループは、中国企業の社会的責任に関する意識調査も行っている。調査対象は、国有企業、民間企業等の一般職員、管理職等であり、この調査を通して、中国企業の社会的責任に対する意識を垣間見ることができる。

本調査においても、前記の調査と同様に、2005年改正会社法の規定に基づいて、中国企業は、企業の社会的責任遵守のために尽力するという一般的な姿勢を有することが分かったが、その運用については、多くの問題が存することが浮き彫りになった。つまり、社会的責任に違反した企業に対する制裁が不十分であること、他の企業により損害を受けた企業の救済メカニズムに不備があること等が指摘されている。

(4) 小 括

模倣品、海賊版の排斥について中国人自身が主張し、また紹介した様な調査が実際行われ、その結果を踏まえて現状に対して問題提起が行われていること自体が、「変わりゆく中国」の姿であるだろう。それは、中国の変化が外からの力によってのみ推し進められているのではなく、内からの力によっても推し進められてい

る。このような内からの力によりもたらされる変化は、今後も確実に中国の法意識を変えていくだろう。

4. 2 変わりゆく中国を妨げるもの

これまで見たように、中国は内側からも法治の貫徹に向けて日々奮闘しているが、その反面、中国の変化を妨げるものもある。

(1) 公務員等幹部の汚職

中国政府は反腐敗を掲げているが、現実には、行政機関等の幹部の汚職については、まだ根絶に向けた努力が必要である。最近も、深圳市市長、重慶市公安局常務副局長・重慶市司法局長、最高人民法院副院長の事件がある²⁸⁾。また、司法機関についても、裁判官や仲裁人について、廉潔・公正であるという認識は乏しく、法律実務家にとって、有利な仲裁人を選び、判断が自己に有利になるように「種々の」働きかけを行うことは、重要な戦略になっている。

(2) 外国企業の違法な企業活動

2011年に入ってから話であるが、米国連邦検察当局は海外の政府高官への贈賄疑惑で米化粧品大手エイボン・プロダクツの元社員数人の捜査を行っており、刑事事件に発展する可能性が高くなったと報じている。事件が刑事事件に発展すれば、中国の収賄側に対しても、調査が及ぶことは避けられないだろう。以前にも、外国企業に関連した贈賄事件として、AT&T社、シーメンス社、IBM社などの関係する事件が、大きく取り上げられている。

(3) 小 括

変わろうとする中国が奮闘する反面、中国の変化を妨げるものもある。特に本稿で指摘したいのは、中国の変化を妨げるものが、中国人、中国企業ばかりではないことである。実際、中

国に行くと、外国人が平気で赤信号を渡り、車道を横断しているのを目にするし、ホテルのフロント等で明らかに不合理な要求をしている場面にも遭遇する。

今や、中国では、多くの外国人、外国企業が活動しており、彼らの法意識も、中国における法意識の一部である。外国人、外国企業が、「中国に法治主義はない」といいつつ、目先の利益のみに目を奪われ、中国における法令遵守を怠ることがあれば、そのような行動は、中国の変化を妨げるものに他ならない。その典型例が、中国官僚に対する外国企業の贈賄である。

5. 予測可能性の乏しい中国において

これまで見てきたように、現在、中国は急激な変化の渦中にあり、中国においてビジネス戦略を立てることは、容易なことではない。多くの日本企業が抱えている様に、「中国ビジネスは一筋縄ではいかない」という感覚は正しいと、筆者らも考えている。

しかし、日本にとって、生産の場、研究開発の場、市場など、いずれの点においても、今や中国は、必要不可欠な存在である。中国の存在なくして、今後の日本経済の成長は、あり得ないと認識すべきであろう。これは、中国の側でも、同じことである。筆者らの友人の中国人は、異口同音に、「日本と中国は、今や運命共同体である。一国のみで発展することは、不可能である。両国がともに発展するか、両国とも衰退するか、両国の将来は、そのいずれかである。」という。

以上で紹介した「中国における法意識」は、中国を観見する一つの窓にすぎないが、この窓から中国を見るだけでも、中国に対する一方的な偏見が、国際的に根強く残っていることが分かる。このような偏見を排除し、真実の中国と向き合っこそ、中国との協働関係を構築することが可能となるであろう。

以下、筆者らが「中国における法意識」の検討を通して感じた、中国ビジネスにおける注意事項を簡単に述べることにしたい。筆者らの主観的な感想であるが、何かの参考になれば幸いである。

5. 1 中国人と紛争を起こさないために注意すべきこと

(1) 中国人にとってのビジネスの特徴

そもそも、ビジネスとは、利潤の獲得を目的とする諸活動であるが、特に、今の中国人がビジネスを行うにあたっては、利益至上主義、利益即時主義の考えが強い。つまり、如何に多くの利益を、如何に即時に（短期間で）取得するかに関心がある。もちろん、長期安定型のビジネスを指向する中国企業もあるが、一般的な中国企業の傾向とは異なる。

このような短期的利益を重視する傾向は、欧米企業にも見られる傾向であるが、現在の中国企業は、特に、この傾向が強いと感じる。これに対し、日本企業は、欧米企業に比べ、長期的で安定的な利潤を追求する傾向にある。この点で、日中両国の企業は、いわば対照的といえることができ、事業を共同する際には、先ず認識を共通にする必要性の高い論点である。この認識が食い違ったまま共同事業に着手し、種々の問題を生じる例は多い。

(2) パートナーとしてどの様に付き合うか

利益至上主義、利益即時主義の価値観を有する中国企業をパートナーとして、日本企業が中国においてビジネスを行うために、中国企業とどの様に付き合うのが良いだろうか。前記のとおり、日本企業が追及する長期安定的利潤を、中国側パートナーに理解させることは、大変重要である。この点を含め、ビジネス上の諸問題について、中国企業と認識を共通にすることが重要である。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

中国企業に対する偏見や不信感を有する外国企業が、中国企業をパートナーとすることは、大変危険である。もちろん、どの国であっても、信頼できる企業と、信頼できない企業はある。信頼できる中国企業であることを見極めた上、信頼感を基礎としてパートナーにすべきである。ある程度、中国人と親しくなれば実感するが、良識のある中国人は、とても信頼を重んじる人たちであって、信頼できる人かどうか慎重に判断をし、信頼できると判断してもらえれば、急速に信頼関係を深めてくれる。アメリカ人とは、この点で感覚がとても異なる。

次に、中国企業とのビジネス交渉を、どのように進めるかについては、一般に、日中両国人の考え方、ビジネスの進め方等々、異なる部分が非常に大きいので、中国企業と交渉する際には、日中両国の事情の差異に精通しているアドバイザー（弁護士、会計士等）に助言を求めると、交渉を依頼するのが賢明である。このようなアドバイザーの存在によって、多様な側面を有する中国について、偏見を持たずに冷静に観察することができ、種々のリスクを避けることも可能となる。

(3) 中国人専門家との付き合い方

中国人の専門家から有益な助言を得ることは、中国ビジネス成功のカギである。しかし、残念なことに、中国人弁護士、弁理士の多くが、日本企業を肯定的に評価しないと述べる。中には、日本企業の案件は受けないという者もいる。その理由として、日本企業とは言語の壁があって意思疎通ができないとか、日本企業の指揮命令系統が明らかでないことが、挙げられることが多い。筆者らは、中国人弁護士、弁理士と良好な関係を築いている日本企業を多く知っているので、理由はそのように単純ではないと思われるが、中国人弁護士、弁理士と、一層良好な関係を築く必要があるだろう。その際にも、良心的

な中国人が信頼関係を大切にすることは、留意する必要があるだろう。

中国が「依法治国」を国の方針とし、ビジネス法令が整備され、司法機関が法の解釈、運用を行っている現状において、中国ビジネスにおけるコンプライアンスの重要性は、ますます高まるであろう。法制度は、自らの利益を守るために必須であることはもちろんのこと、これを潜脱するようなことは、許されることではない。そのような観点からも、中国人の専門家との協力関係は不可欠である。そして、優秀な中国の専門家と良好な関係を構築するには、日中両国の事情に精通している日本人専門家に依頼するのも、一つの方法である。

5. 2 中国人と紛争を生じてしまった場合に注意すべきこと

では、中国企業との間で紛争が起きてしまった場合にはどうしたら良いのであろうか。紛争解決手段としては、大きく訴訟及び仲裁が考えられるが、どちらの手段を利用して解決を図るのかなどの問題を検討するに当たっては、表面的な制度調査のみでは不十分である。当該紛争が係属するであろう人民法院や仲裁機関の実態や慣行を調査して決断する必要がある²⁹⁾。日本の裁判制度と中国の裁判制度では大きな差があり、中国の裁判制度の運用については中国の法律専門家が一番精通していることに疑いの余地はない。

そのような意味でも、紛争を解決するために中国人専門家の存在は不可欠であるから、そのような場合に備え、日頃から、彼らとの良好な関係を築いておくことは、大変重要である。特に、外国企業は、ともすれば中国人専門家との人間関係が希薄になりがちであるから、紛争を生じてから慌てることの無いようにしたいものである。

6. 結 び

中国は中国法における「法治」を理論的、実務的に構築しながら、その実践に努めている。日本が、明治時代に西洋法を継承して、その日本化をゆっくりと推し進めることができたことと比べ、中国は西洋法を継承してから、その中国化を即座に実行しなければならない環境に置かれている。

特許法を例にとっても、日本が、明治18年に専売特許条例として導入し、その後、幾度となく改正を経て、現行法にいたっているのに比べ、中国はわずか、20数年前の、1984年に初めて、「専売法」を制定し、三度の改正を経て、現行法に至っている。

確かに、中国的法治には、我々の目から見て、法的安定性を欠く部分も存在する。そこで、制度の不安定な部分を戦略上考慮すること自体は、ビジネス上、検討することが通常である。しかし、「中国に法治はない」という暴言に代表されるように、中国が法治国家であることを軽視し、違法行為がまかり通るかのような錯覚を持つことは、「変わりゆく中国」から乗り遅れた、時代錯誤の発想という他はない。そのような感覚で中国ビジネスを展開する企業に対しては、中国の法制度の下で厳しい制裁が科されるということを、我々は肝に銘ずるべきである。

中国が法治国家である以上、外国企業も、中国人・中国企業と一致協力して、反社会的勢力の一掃に向けて努力することが、中国社会で信頼を得るために必要不可欠である。法治国家の確立に向けて努力している中国人は多い。法治国家中国を望む中国人は、圧倒的多数である。中国の現状を徒に嘆き、非難することは、日本人にとって、好ましい態度とは思われない。既に述べたように、日本と中国は、今や「運命共同体」である。中国の将来なくして、日本の将来もあり得ない。我々日本人が中国のために何

をすべきか、それを考え実践することこそ、今、日本人に求められているのである。

なお、本稿の執筆にあたっては、中国社会科学院法学研究所呂艶濱副研究員・博士に關係資料の提供をいただいた。また、中国弁護士の李寿双先生には、多忙にも関わらず何度もヒアリングに応じていただき、中国の実情に関するご高見をうかがった。

注 記

- 1) 川島武宜は『日本人の法意識』（岩波書店、1967年）において、①権利及び法律についての意識、②所有権についての意識、③契約についての法意識、④民事訴訟の法意識の4つに分類（以下「川島分類」という。）して、「法意識」を分析している。また、中国人の法意識についても、梶田幸雄「中国人の法意識—権利意識、契約意識、紛争処理意識」、『中国研究』14巻麗澤大学中国研究会2頁は、①権利意識、②契約意識、③紛争処理意識に分類した上で、検討を加えている。
- 2) 「法意識」を検討する手法としては、アンケートを実施して統計的な評価をする手法や、特徴的な事例を捉えてその元となる「意識」を分析するという手法が採られている。
- 3) 高見澤磨「中国「法」の展開—中国法意識調査の調査時期に関する歴史的背景から」ジュリスト1297号77頁等参照。
- 4) ここでいう、「法治」が憲法学で分類されるところの、形式的法治主義なのか、実質的法治主義なのか、法の支配なのかは判然としない。その点の論究は本稿の題意を超えるため、本稿では、いわゆる東洋法と対比されるところの西洋法での法治主義という意味合いで用いている。
- 5) 西洋法下での「法治」は、政府を制限し、市民的権利を擁護することを精神としている（ジュリスト1172号・105頁、1297号・77頁等参照）。中国が、この実質的な内容までも導入したかについては直ちに論じることができないことは後述のとおりである。
- 6) これは、中国が、外国からの資本導入等のために、「結果の予測できる一般的ルール」としての法制度の整備を進めてきたこととの側面とも密

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 接に関連すると理解できる（法意識国際比較研究会（代表：加藤雅信＝マイケル・K・ヤング）「中国人の法意識—1995年中国全国調査（1）」ジュリスト1169号・98頁参照）。
- 7) 「司法権」概念についても、中国の最高人民法院は「司法解釈」という形で一般的な解釈指針、規則を定めることができることからすると、具体的紛争の解決を前提とする日本の「司法権」概念とは異なっているものと理解することもできる。
 - 8) 2001年に江沢民は国家の治国方針として、「依法治国」のみならず「依徳治国」も宣言し、両者の関係について正確な理解が不可欠であるとしている。江沢民は、法治が国家の核心であり、徳治は国家の基礎であるとしている。法律至上主義には反対すべきで、法というのを道徳価値或いは道徳内容を含まない柔軟性のない形式で定義してはならないが、一方で、「依徳治国」の理論は、儒家の徳治理論とも分けて考えなければならぬ。「依法治国」により志向される法治は法治秩序の確立により徳治がその土台として支持され、両者は互いに独立し、又互いに補完されるものであるとされている（広州日報2003年1月7日「徳治与法知要相輔相成（徳治と法治の相互補完の必要性）」の内容より筆者が整理）。
 - 9) 沈宗灵『法理学』（第三版）北京大学出版社（2009年）189頁。
 - 10) 信春鷹「社会主義法治建設に向けた正確な方向」、『社会主義法治理念学習本』人民日報出版社（2009年）19頁。
 - 11) 平成23年6月1日までの官報掲載法令は、合計7,576件となっている。
 - 12) 中国での法律の下部規範としての行政法規以外に、例えば、最高人民法院が規定する「司法解釈」にも、法規性がある点については、拙著「知的財産法でみる中国」を参照。司法解釈には、「解釈」という用語が用いられているが、日本での最高裁判所規則と同様の機能をも有している。
 - 13) 以下での統計数値は、主に、2011年3月11日第十一届全国人民代表大会第四回会議における「最高人民法院工作報告」の内容を参考にした。
 - 14) 最高人民法院以外の、高級人民法院、中級人民法院、基層人民法院の受理件数であり、その中には、控訴に当たる事件も含まれていると理解される。
 - 15) 中国では審限内結案率として、法律の期間内の裁判の終局割合も公表している。全事件の結案率として、98.51%とされている。民事事件が約6割を占めていること、民事訴訟法上、基層人民法院では、原則として6か月（法135条）、特別の事情がある場合に6か月の延長（同135条）、それ以上は上級人民法院の許可が必要とされており（同条）、控訴審では、3か月（法159条）と規定されていることからすると驚異的と評価できる割合である。日本では法律上の審理期間の制限はなく、平均審理期間が算定されるのみである。中国での裁判の審理の実態や上記の数字がどのような評価を受けるべきかは各人の検討に委ねたい。
 - 16) 中国には家庭裁判所は設置されておらず、民事案件の中には、日本でいう家事事件も含まれている。
 - 17) 中国では、提訴費用に関する規定（「訴訟費用納付弁法」等）が制定されて低額化したために訴訟が急増しているという背景がある。これにより特に基層人民法院などでは裁判所の対応能力を超えつつあり問題化している。
 - 18) 藩雲涛『中国ビジネスの法務戦略—なぜ日本企業は失敗例が多いか』日本評論社（2004年）94頁以下参照。
 - 19) 藤本亮・河合幹雄・野口裕之・大田勝造「日本人の法意識—アメリカ・中国との対比から」ジュリストNo.1297・59頁等参照。
 - 20) 法意識国際比較研究会（代表：加藤雅信＝マイケル・K・ヤング）「中国人の法意識—1995年中国全国調査（2）」ジュリストNo.1172・109頁等参照。
 - 21) 中国は、1978年第五期全国人民代表大会常務委員会第二次会議により批准された「国务院労働者定年退職及び退職についての暫定弁法」（国发〔1978〕104号）により、特別の場合を除き、男性は満60歳、女性労働者は満50歳、女性幹部は55歳で退職するものとされている。中国では定年退職後は、一般的に仕事の前線から引いてしまうのが慣例となっているようだ。
 - 22) 胡莹「社会転換期における青少年の道徳観の欠如に対する考察（社会转型期青少年道徳缺失現象的思考）」、『边疆经济与文化』2006年7期93頁。
 - 23) 前掲注20）ジュリストNo.1172・106頁等参照。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 24) 中国の第六次全国人口センサス参照（2011年4月28日公表）。ただ、依然として都市と農村別構成は、都市部49.68%、農村部50.32%であり、農村部における法意識も看過しえない。
- 25) 陳鳳琴「近年の模倣品被害の特徴と取締法規の整備及び対策。品質向上、ネット販売の氾濫などで模倣品問題も新たな時代に」、『the Lawyers』2011年7月号・36頁以下。同論考には、中国における模倣品侵害の最近の特徴やそれに対する対策の動向、それを踏まえた、行政救済、司法救済の新動向について簡潔にまとめているので実務上参考になるとと思われる。
- 26) 鄭教授の講演内容については、拙著『知的財産法で見る中国』発明協会（2009年）に所収されている。
- 27) 両調査の詳細については、『中国法治発展報告[2010]』社会科学文献出版社（2010年）の内容を参照。
- 28) 徐钰洁「汚職賄賂の心理分析」、『法制と社会』2011・06（上）291頁。
- 29) この点は、事前調査の上、契約において管轄を合意しておく方策や仲裁その他の制度の利用を規定しておくなどの方策をとっておくことも考えられる。

（原稿受領日 2011年7月31日）

